

魚津市告示第44号

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税の減免取扱要綱の一部
改正について

魚津市身体障害者等に対する軽自動車税の減免取扱要綱（平成27年魚津市告示第126号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

魚津市長 村椿 晃

「魚津市身体障害者等に対する軽自動車税の減免取扱要綱」を「魚津市身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免取扱要綱」に改める。

第1条中「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に改める。

第3条第1項第1号から第3号を次のように改める。

（1） 身体障害者等又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転する軽自動車に係る当該身体障害者等の軽自動車（身体に障害を有する年齢18歳以上の者以外の身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

（2） 身体障害者等が利用するため、特別の仕様により製造され、又は改造された軽自動車

（3） 専ら身体障害者等が運転するため、特別の仕様により製造され、又は改造された軽自動車

同条同項第4号を削る。

同条第2項中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

同上第3項中「第1項第1号から第3号」を「第1項第1号」に改める。

第4条第1号の表を次のように改める。

障害の区分	障 害 の 級 別	
	本人運転の場合	生計を一にする者又は常時介護者の運転の場合

視覚障害		1 級～ 5 級	同左
聴覚障害		2 級及び 3 級	同左
平衡機能障害		3 級及び 5 級	同左
音声・言語機能障害		3 級	同左
肢体不自由	上肢不自由	1 級及び 2 級	同左
	下肢不自由	1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
	体幹不自由	1 級～ 3 級及び 5 級	1 級～ 3 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級
		移動機能	1 級～ 6 級
心臓機能障害		1 級及び 3 級	同左
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	同左
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	同左
小腸の機能障害		1 級及び 3 級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～ 3 級	同左
肝臓機能障害		1 級～ 3 級	同左

第 4 条第 2 号の表を次のように改める。

障害の区分		重度障害の程度又は障害の程度	
		本人運転の場合	生計を一にする者又は常時介護者が運転の場合
視覚障害		特別項症～第 5 項症	同左
聴覚障害		特別項症～第 5 項症	同左
平衡機能障害		特別項症～第 5 項症	同左
音声・言語機能障害		特別項症～第 2 項症	同左
肢体不自由	上肢不自由	特別項症～第 3 項症	同左
	下肢不自由	特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症	特別項症～第 3 項症
	体幹不自由	特別項症～第 6 項症 第 1 款症～第 3 款症	特別項症～第 4 項症
心臓機能障害		特別項症～第 3 項症	同左
じん臓機能障害		特別項症～第 3 項症	同左
呼吸器機能障害		特別項症～第 3 項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症～第 3 項症	同左

小腸の機能障害	特別項症～第3項症	同左
肝臓の機能障害	特別項症～第3項症	同左

第5条第4号中「第2条第1項第4号」を「第3条第1項第2号及び第3号」に、アの「構造変更」を「改造変更」に改める。

第6条第2項を削る。

別記様式を削る。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。